令和6年 3月 8日 民生環境常任委員会 福 祉 部

1 新力・生人 は客意を取り、の基準	整理番号	改正內容	条例 番号	該当条項	関係資料	新旧対照表 該当ページ
② ・	(I) ¥			<b>第169冬の9夕</b> 百		
② ・	1	・事業所には、管理者及び就労選択支援員を配置する	1		2-2	P2, 3
2			3	第59条の4各項	2-5	P2
### 1982 - 1983 - 198	<u></u>		1	第163冬の5	2-2	Dβ
### 1	(2)		1	弗163条の5	2-2	P3
- 辛素者は、公母園室を使用、障害者数と、生活な技たレター等の類似種類との発展観点を与えたもします。 3 部分表のの一型 4 部分表のの一型 4 部分表のの一型 5 記述の条例を 3 中型 5 中型	3	・実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援を運営する事業者であり、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに一般企業に雇用された実績等を有する事業者でなければならない ・事業者は、短期間の生産活動等の機会を通じて、就労アセスメントを行う ・事業者は、「アセスメントの結果」の作成に当たり、利用者及び市町村、相談支援事業者、公共職業 安定所などを招集して会議を開催し、利用者の就労に関する意向をあらためて確認するとともに、担当 者等に意見を求める ・事業者は「アセスメントの結果」を作成した際には、利用者及び相談支援事業者等に提供しなければ	1	第163条の7 第163条の8	2-2	P3-5
② 世界後世帯 1 - 第四日11 1 人間 1 - できない 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		・事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡調整を行うととも	3	第59条の6各項 第59条の7各項	2-5	P3-5
27   28 表現東 重要 重要を指揮するための策略		最低基準			0.5	Do
第27条音が選挙が表現の	_	・定員は10人以上でなければならない	3	第59条の3	2-5	P2
##常用の表現の技術の技術の技術の技術の表示		障害福祉サービスの具体的取扱方針 ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ	1	第60条第2項 第107条第2項 第121条第2項 第199条の5第2項	2-1	P4 P9
### 1		・事業者は、支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ		第33条第2項 第34条第6項		
# 第25条第2項 2-7 P9  # 第25条第2項 2-1 P1  # 第25条第2項 2-1 P2  # 第25条第2項 2-1 P2  # 第25条第2項 3-1 P2  # 第25条第3項 2-3 P2  # 第25条第3項 2-1 P2  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P4  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P4  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P4  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P4  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3項 2-2 P4  # 第25条第3項 2-2 P3  # 第25条第3页 2-2 P4  # 第25条883页 2-2 P4  # 第25条883页 2-2 P3  # 第25条883页 2-2 P		フェーロッ5000 アルスロップいこと くこ サバノ 不生 / かたツッ自1版と ひかりがけがかりかり				
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##				第25条第2項		,
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見の第重され、その最終の協議が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な 第17条第2項 第27 第17条第2項 第27 第12条第2項 第27 第29条第2項 第27 第29条第2項 第29条第2項 第29条第2項 第29条第2項 第29条第2項 第29条第2項 第39条第2項 第29条第2項 2-7 P10-12 担当者会議への利用者の参加等・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議に利用者を招集し、利用者の生活に対する意 向等を改めて確認すること ・ 児童発産支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原業 第17条第6項 2-3 P3 第17条第6項 2-3 P3 第17条第6項 2-3 P3 第17条第6項 2-3 P3 第29条第3項 第39条第6項 2-3 P3 第29条第6項 2-3 P3 第29条第6項 2-4 P2 第29条第6項 2-5 P3 第29条第6項 2-7 P11 地域移行等支向確認担当者の専任等(障害者支援施設) ・事業者は、利用者の地能生活への移行に関する意向の理解とも当まりを提供して行うため、指針を定めるととも に、「地域移行等支向確認担当者」を選任する。 「地域移行等支向確認担当者」を選任する。 「地域移行等等意向確認担当者」を選任する。 「地域移行等等意向確認担当者」を選任する。 「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を 7ラより等かなければならない。 「地域を行等意の確保しなければならない。 「地域との連携等(共同生活援助、障害者支援施設) ・事業者は、サービスの機能に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービススにいて知見を有する書びに市の起き等では、列間者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービススにいて知見を有する書びに市の起き等では、り構成とある「地域建構地を表」を開催し、事業者は、サービスの環境による大説を表別を開催し、事業者は、「地域連携地場会議」の構成員が事業所を見全する機会を設けなければならない。 2 第23条の3条項 2-6 P3.5 第23条の3項 2-7 P4.5 第23条の3項 2-3 P4.5 第23条の3項 2-3 P4.5 第23条第3項 2-3 P3.4 第28条第3項 2-3 P3.4 第23条83項 2-3 P3.4 第23条83項 2-3 P3.4 第28条83項 2-3 P3.4 第28条83页 2-3 P3.4 第28条93页 2-3 P3.4 第28条93页 2-3 P3.4 第28 P3.5 P3.4 第28 P3.5 P3.5	2	・サービス管理責任者等は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない・サービス管理責任者等は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない・児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営	1	第61条第2項・第3項 第62条第2項 第195条の6第2項 第199条の6第2項	2-1	P4-6 P19
その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに懐やかに育成されるよう適切な   第17条第2項、第3項		・児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、 その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な	2		2-3	P2-4
担当者会議への利用者の参加等			3		2-4	P2, 3
担当者会議への利用者の参加等			4		2-6	P2-4
担当者会議への利用者の参加等 - サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議に利用者を招集し、利用者の生活に対する意 向等を改めて確認すること - 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善 の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案 について意見を求めるものとする - 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善 の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案 について意見を求めるものとする - 児童 第31条第6項 2-3 P3 - 第17季第6項 2-4 P2 - 第29条第5項 2-7 P11  (3) 地域移行等変向確認担当者の専任等(障害者支援施設) - 事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等 の利用に関する意向の定期的な確認とであられて、指針を定めるととも に、「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 - 児童校行等意向確認担当者」を選任する。 - 児童校行等意向確認担当者」は、指針に基づき、「地域移行等意向確認」を実施し、個別支援計画 の作成にかかる会議に報告しなければならない。 - 児童校育等を創金認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を 行うよう努めなければならない。 - 児妻を育まる主並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業 の選査に係る状況を報告するときに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。 - 事業者は、「地域連携推進会議」の構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業 の選定に係る状況を報告するときに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。 - 事務61条第8項 2-1 P24、25 - 第29条第3項 第29条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第22条第3項 第61条第8項 2-1 P5 P10			5	第29条第2項	2-7	P10-12
の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案 について意見を求めるものとする  (3) 地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等意向確認担当者の専任等(障害者支援施設) ・事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認と当者」は、指います。 ・「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指います。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指います。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指います。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 ・「地域移行等前の確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 ・「地域をの連携等(共同生活援助、障害者支援施設)・事業者は、サービスの理算に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスの運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 第199条の7各項第202条の10各項第202条列第202条の10各項第202条列第202	3	・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議に利用者を招集し、利用者の生活に対する意 向等を改めて確認すること ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善 の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案	1		2-1	P5
(3) 地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等意向確認担当者の専任等(障害者支援施設) ・事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認」を適切に行うため、指針を定めるとともに、「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指針に基づき、「地域移行等意向確認」を実施し、個別支援計画の作成にかかかる会議に報告しなければならない。・「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。・「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスのにの立ての対知とを有する者並でに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、会表しなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。また、記録を作成し、会表しなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。  「第199条の7各項第202条の10各項第202条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2条列2						
(3) 地域移行等支援を推進するための取組  地域移行等意向確認担当者の専任等(障害者支援施設) ・事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認担当者」を避任する。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指針に基づき、「地域移行等意向確認」を実施し、個別支援計画の作成にかかる会議に報告しなければならない。・「地域移行等高向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 ・「地域移行等高向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 ・「地域をの連携等(共同生活援助、障害者支援施設) ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業の運営に係る状況を報告する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業の運営に係る状況を報告する者とともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。  2 第35条の2各項 2-1 P4,5 第27条の2各項 2-6 P4,5 第122条第3項 第28条第3項 第28条第3項 第28条第3項 第122条第3項 2-1 P5 第122条第3項 2-3 P3,4 第26条第8項 2-3 P3,4 第26条第8項 2-6 P3,4 第26条第8項 2-6 P3,4		について意見を米めるものとする				
地域移行等意向確認担当者の専任等(障害者支援施設)	(2) +	hは技行等支援を推進するための取組	5	第29条第5項	2-7	P11
(4) 支援の質の確保  地域との連携等(共同生活援助、障害者支援施設) ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の2を項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の2を項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の10各項第202条の2を項第202条の10各項第202条の10格页第202条の10格页第202条列第202		地域移行等意向確認担当者の専任等(障害者支援施設) ・事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認」を適切に行うため、指針を定めるとともに、「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指針に基づき、「地域移行等意向確認」を実施し、個別支援計画の作成にかかる会議に報告しなければならない。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を				
・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業と同様の表別では、必要といる必要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。・事業者は、「地域連携推進会議」を開催し、事業の第502条の10各項第202条の10各項第202条の20各項2・3 P4.5         (5) 相談支援の充実を関連して、では、当該計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び相談支援事業者に交付しなければならない。・現立を表示を表示した。 は、当該計画を作成した時は、通所給付決定保護者及び相談支援事業者に交付しなければならない。・第34条第8項2・2・3 P3.4	(4) 3		4	寿21余の3合項	2-6	P5, 6
(5) 相談支援の充実     4 第27条の2各項     2-6 P4,5       個別支援計画の作成等 ・サービス管理責任者は、個別支援計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び相談支援事業者に 交付すること ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成した時は、通所給付決定保護者及び相談支援事業者 に交付しなければならない     第28条第3項 第61条第8項 第61条第8項 第122条第3項     2-1 P5 P10       (5) 相談支援の充実     第28条第3項 第28条第3項 第122条第3項     2-1 P5 P10	1	・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。		第202条の10各項		P27, 28
個別支援計画の作成等	(5) ±					
		個別支援計画の作成等 ・サービス管理責任者は、個別支援計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び相談支援事業者に 交付すること ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成した時は、通所給付決定保護者及び相談支援事業者	2	第61条第8項 第122条第3項 第34条第8項	2-3	P5 P10 P3, 4

令和6年 3月 8日 民生環境常任委員会 福 祉 部

(6)	<b>感染症発生時に備えた平時からの対応</b>				
(1)	協力医療機関等(共同生活援助、障害者支援施設) ・事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めな	1	第201条の4第3項・第4項	2-1	P25
	ければならない。	2 4	第58条第3項・第4項 第47条第3項・第4項	2-3 2-6	P6 P6
(7)	その他				
1	「管理者の専従等」の基準の緩和 (訪問系の障害福祉サービス等) ・管理者が兼務できる範囲を、「同一敷地内の他の事業所」から「他の事業所」に緩和	1 5	第8条 第47条 第9条	2-1	P2, 3 P6
		1	第81条第1項第4号 第144条第1項第3号	2-1	P6, 10
2	「従業者の員教等」の基準の拡充(生活介護、自立訓練(機能訓練)) ・高次脳機能障害等の後遺症による言語障害を有する者等の支援にあたる言語聴覚士を基準人員として 認める。	2	第6条第1項第4号 第7条第1項第3号	2-3	P1, 2
		3	第38条第1項第4号 第51条第1項第3号 第12条第1項第4号	2-4	P3, 4
		4	第13条第1項第3号	2-6	P1, 2
3	共生型サービスの対象の拡充(自立訓練(機能訓練)) ・介護保険法:指定通所リハビリテーション事業者を共生型自立訓練(機能訓練)の指定の対象とする ・対象事業所が満たすべき基準	1	第151条の3各号	2-1	P11, 12
4	基準該当サービスの対象の拡充(自立訓練(機能訓練) ・介護保険法:指定通所リハビリテーション事業者、病院及び診療所を条件付きで基準該当自立訓練 (機能訓練)の登録の対象とする ・対象事業所が満たすべき基準	1	第152条各号 第152条の3各号	2-1	P13-15
(5)	「工賃の支払等」の基準の明確化 (就労継続支援B型) ・工賃の支払いに要する額は、原則として自立支援給付 (=事業者の報酬) をもって充ててはならない	1	第191条 第195条	2-1	P17-19
6	「実施主体」の拡充 (就労定着支援) ・就労定着支援の実施主体に、障害者就業・生活支援センターを運営する法人を追加	1	第195条の7	2-1	P19
7	「従業者の員数等」の基準の緩和・拡充(自立生活援助) ・自立生活援助事業所に、利用者数に応じて配置するべきサービス管理責任者の数の緩和 ・事業者が、自立生活援助事業所と相談支援事業所を同一の事業所において一体的な運営を行う場合に あっては、相談支援専門員をサービス管理責任者とみなす ・実施主体に関する要件の撤廃 ・事業者は、必要な援助を行うにあたり、定期的な利用者の居宅訪問のほか、テレビ電話装置等が活用 できるようにする	1	第195条の14 第195条の17の削除 第195条の18	2-1	P20-22
8	「基本方針等」における支援の内容の明確化(共同生活援助) ・事業所は、居宅における自立した日常生活を希望する入居者につき、当該日常生活への意向及び移行 後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助を適切かつ効果的に行わなければならない。	1	第196条第1項 第199条の2第3項 第202条の2 第202条の3第1項 第202条の12 第202条の12	2-1	P22, 23 P26, 27 P29, 30
9	就労選択支援に関する情報提供(就労移行支援、就労継続支援)	1	第172条の2	2-2	P5
Ů	・事業者は相談支援事業所と連携し、利用者に対し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う	3	第66条の2	2-5	P5
10	最低基準:「規模」の緩和(就労移行支援) ・定員は20人以上でなければならない→定員は10人以上でなければならない	3	第60条の2	2-4	P6
(1)	児童発達支援の一元化及び児童発達支援(児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る)における人員・設備基準等の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分の一元化・「医療型児童発達支援」が「児童発達支援(児童発達支援センターであるもの)」に統合されることにより廃止・児童発達支援(児童発達支援センターにおいて提供する場合)の「主として難聴児を通わせる場合」及び「主として重度心身障害児を通わせる場合」の人員基準を「児童発達支援(児童発達支援センターであるもの」に一元化。	5	第3章の削除 第8条	2-7	P1, 4
(12)	心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援の実施(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援) ・障害児の適性及び障害の特性等を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及び改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。 ・事業者は、事業所ごとに「支援プログラム」を策定し、公表しなければならない。	5	第28条第4項 第28条の2	2-7	P9, 10
(13)	障害児の地域社会への参加及び包摂の推進(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援) ・事業者は、障害児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進に努めなければならない。	5	第28条の3	2-7	P10
(14)	自己評価等の実施(保育所等訪問支援) ・事業者は、事業の質の評価および改善を行うに当たり、「自己評価(事業所の従業者による評価」を 行うとともに、「保護者評価(障害児の保護者による評価)」「訪問先施設評価(保育所等による評価)」を受けて、その改善を図らなければならない。	5	第103条	2-7	P16